

○立川市介護サービス事業者物価高騰重点支援事業給付金支給要綱

令和6年7月17日要綱第325号

改正

令和7年2月12日要綱第15号

令和7年6月12日要綱第368号

立川市介護サービス事業者物価高騰重点支援事業給付金支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、原油価格、電力及びガス料金を含むエネルギー、食料品等の物価高騰の影響を受けながらも介護サービスの安定的な供給を継続している介護サービス事業者に対し、介護サービス事業者物価高騰重点支援事業給付金（以下「給付金」という。）を支給することにより、事業の継続を支援し、もって介護サービスの質の維持及び物価高騰が介護サービスの提供に対して及ぼす影響の軽減を図ることを目的とする。

(支給対象となる介護サービス)

第2条 支給の対象となる介護サービスは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第27項に規定する介護福祉施設サービス及び同条第28項に規定する介護保健施設サービス
- (2) 法第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- (3) 法第8条第7項に規定する通所介護、同条第8項に規定する通所リハビリテーション、同条第9項に規定する短期入所生活介護、同条第10項に規定する短期入所療養介護、同条第11項に規定する特定施設入居者生活介護、同条第17項に規定する地域密着型通所介護、同条第18項に規定する認知症対応型通所介護、同条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護及び同条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護並びに介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第64条第1号ハに定める看護小規模多機能型居宅介護
- (4) 法第8条第3項に規定する訪問入浴介護
- (5) 法第8条第2項に規定する訪問介護（以下「訪問介護」という。）、同条第4項に規定する訪問看護、同条第5項に規定する訪問リハビリテーション、同条第12項に規定する福祉用具貸与、同条第15項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護、同条第24項に規定する居宅介護支援及び法第8条の2第16項に規定する介護予防支援

(支給対象となる事業者)

第3条 支給の対象となる事業者（以下「対象事業者」という。）は、次の各号に掲げる要件を有しているものとする。

(1) 次に掲げる要件に該当する事業所で市内に所在するものを有すること。

ア 前条各号に掲げる介護サービス（以下「介護サービス」という。）を市の介護保険被保険者に対し令和7年9月1日から同年10月31日までの間に提供したこと。

イ 令和7年9月1日から同年10月31日までの期間及び第5条の規定による支給の申請を行う日において、アの定めにより提供した介護サービスについて市又は東京都の指定を受けていること。

(2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団をいう。）でなく、かつ、その代表者又は役員が暴力団員（同法第2条第6号に掲げる暴力団員をいう。）でないこと。

(支給額)

第4条 給付金の額は、1事業所につき別表に定める額とする。

2 給付金の支給は、1事業者につき1回限りとする。

(支給の申請)

第5条 給付金の支給を受けようとする事業者は、介護サービス事業者物価高騰重点支援事業給付金支給申請書（第1号様式）を令和8年3月31日までに提出するものとする。

(支給決定等)

第6条 前条の規定による申請を受けたときは、速やかにその内容を審査し、支給することと決定したときは、介護サービス事業者物価高騰重点支援事業給付金支給決定通知書（第2号様式）により、支給しないことと決定したときは、介護サービス事業者物価高騰重点支援事業給付金不支給決定通知書（第3号様式）により当該申請をした者に通知するものとする。

2 前項の規定による支給の決定（以下「支給決定」という。）に当たっては、条件を付することができる。

3 支給決定をしたときは、給付金を支払うものとする。

4 支給決定をした給付金は、対象事業者が令和7年10月1日から令和8年3月31日までの間に介護サービスを実施するための費用に充てるものとする。

(支給決定の取消し及び返還)

第7条 支給決定を受けた事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、支給決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に支給した給付金の全部若しくは一部の返還を求めらるものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

(関係書類の整理保管)

第8条 給付金の支給を受けた事業者（以下「受給者」という。）は、当該給付金に係る帳簿及び証拠書類を備え、当該給付金の支給を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存するものとする。

(調査等)

第9条 給付金に関し必要があると認めるときは、受給者に対し、報告を求め、又は帳簿等の提出を求めることができる。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第10条 給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、給付金の支給に関し必要な事項は、保健医療部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年8月1日から施行する。

……略……

附 則

1 この要綱は、令和8年2月25日から施行する。

2 この要綱による改正前の立川市介護サービス事業者物価高騰重点支援事業給付金支給要綱第3条に規定する要件を有し、給付金の支給決定を受けた対象事業者にあつては、この要綱による改正後の立川市介護サービス事業者物価高騰重点支援事業給付金支給要綱第4条第2項の規定にかかわらず、給付金を申請することができる。

別表（第4条関係）

介護サービスの種類	給付金の額
-----------	-------

第2条第1号に掲げる介護サービス	1事業所当たり600,000円
第2条第2号に掲げる介護サービス	1事業所当たり300,000円
第2条第3号に掲げる介護サービス	1事業所当たり180,000円
第2条第4号に掲げる介護サービス	1事業所当たり90,000円
第2条第5号に掲げる介護サービス	1事業所当たり60,000円

備考 給付金の額の算定は、市又は東京都の指定を受けた事業所ごとに行う。